

広島市立広島市民病院医療機能検討支援業務

【質問及び回答】

番号	資料名	該当箇所	質問内容	回答
1	基本仕様書	4 (1)ア	「基本的な考え方」は後日配布の旨記載がありますが、配布について、業務履行開始以後に契約者のみに配布されるものなのか、企画書提出期間にて、参加表明書提出以後等に応募者全員に配布されるものなのか、配布時期及び配布対象者についてご教示ください。	「基本的な考え方」は、ご提出いただく参加表明書(及び提出書類)を用いた応募資格の確認が完了した後に、参加対象となる応募者に配布を予定しています。
2	様式 2-1 様式 2-2 様式 2-3	D 契約金額 契約書写し	様式 2-1・2・3 添付書類となる契約書等写しについて、契約相手先から、区分 D に応じた契約金額規模の記載は問題ないものの、契約書に記載の詳細な契約金額については不開示といった要請を受けた場合、医療機関名とともに契約金額についてもマスキング提出とすることは可能でしょうか。	様式 2-1・2・3 の添付書類となる契約書等の写しにおいては、医療機関が特定されないためのマスキングをすることを認めておりますが、これは医療機関名等を想定しています。契約金額は応募者の実績を評価するために不可欠であることから、契約書等の写しにおける該当部分の下 6 桁に限りマスキングすることを認めます。
3	様式 2-1 様式 2-2 様式 2-3	E 受託期間 契約書写し	様式 2-1・2・3 添付書類となる契約書等写しについて、契約相手先から、区分 E に応じた契約期間の記載は問題ないものの、契約の開始及び終了年月及び契約書上の同記載については不開示といった要請を受けた場合、医療機関名とともに契約開始日から終了日に関する情報についてもマスキング提出とすることは可能でしょうか。 なおその場合様式 2-1・2・3 における E 受託期間の記載について、①～③の区分での記載のみとなります。	様式 2-1・2・3 の添付書類となる契約書等の写しにおいては、医療機関が特定されないためのマスキングをすることを認めておりますが、これは医療機関名等を想定しています。契約の開始及び終了年月及び契約書上の同記載は応募者の実績を評価するために不可欠であることから、契約書等の写しにおける該当部分の日の部分を限りマスキングすることを認めます。
4	基本仕様書	5 (2) (4)	全体を統括管理する統括責任者、各業務の取りまとめ並びに管理を行う主任担当者及び各業務担当者について、過半数は MBA (経営学修士号)、医療経営士 1	全体を統括管理する統括責任者、各業務の取りまとめ並びに管理を行う主任担当者及び各業務担当者に係る資格要件については、本業務を遂行するため

			<p>級若しくは 2 級又は医業経営コンサルタントの資格を有することとされていますが、当該資格等と同等の能力を有するものとして、総務省「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」における病院事業を対象としたアドバイザー委嘱を受けている者についても、資格要件を満たすものとみなすことは可能でしょうか。</p> <p>ご参考までに当該アドバイザーについては、専門性とこれまでの業務実績をもとに、地方公共団体等からの推薦が行われ、総務省による委嘱が行われるものです。</p> <p>参考 URL：総務省 地方財政の分析 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業</p>	<p>に必要な能力を有する者を配置できる応募者を選定するために設置しています。</p> <p>ご質問いただいた、「総務省の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の委嘱を受けているアドバイザーについても同等の能力が期待できるため、同事業における公営企業関係のアドバイザーのうち、対象事業「病院事業」かつ主な取組分野が「経営戦略の策定・改定」、「公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組」又は「病院建替の基本構想・基本計画の策定」である者に限り MBA（経営学修士号）、医療経営士 1 級若しくは 2 級又は医業経営コンサルタントと同様に過半数配置の資格要件を満たすものとします。</p>
--	--	--	---	--